

J R 東海労働組合関西地「申」第11号  
2021年9月15日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 畑田 整吾 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 笹田 伸治

## 2021年度職場改善諸要求の申し入れ（車両所関係）

私たちは、これまで諦めることなく申し入れにより会社に労働条件の改善を求めてきましたが、未だに職場には改善されない様々な問題が山積しています。このままでは、組合員の安全・健康を脅かすことになり、労働組合としても放置するわけにはいかない。

よって、組合員が安心して働ける労働条件を求めて、大阪修繕車両所、大阪仕業検査車両所、大阪交番検査車両所、大阪台車検査車両所の職場改善の諸要求を以下のように申し入れるので、早急に団体交渉の場を設定すること。

### 記

#### I. 各車両所共通の改善要求について

##### 1. 安全・労働条件について

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策のために車両所も「出勤時の検温」を行い、鳥飼基地で働く社員、関係者全員に「PCR検査」を実施すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策のために鳥飼基地で働く専任社員、関係者で希望する全員に「新型コロナワクチン接種」を実施すること。
- (3) 「新型コロナワクチン接種」は勤務時間として扱うこと。
- (4) 事故や不具合が発生した場合に、関係社員に事情を聴くことは仕方がないが、当事者でない者に時系列報告書の強要はやめること。
- (5) 責任事故・ヒューマンエラーを起こした社員に行う「復帰教育」を直ちにやめること。
- (6) 新入社員の未経験者に、B担務（検査担当）を指定しないこと。
- (7) 配備されている自転車の点検・整備は誰が責任をもって行うのか明らかにすること。また、使用者が行うとなれば安全上問題があるので業者に点検・整備させること。

##### 2. 設備・環境について

- (1) 熱中症対策のために経口補水液「OS-1」を数量限定せずに現場詰所に置き社員が遠慮せず飲めるようにすること。会社は、今年の業務委員会で、「防暑対策は、各職場に対応可能な対策を実施してきたところである。」と回答しているが、今年の酷暑に対する防暑対策は、まだまだ、不十分であると考えている。各職場の環境を考慮し、社員が要求する防暑対策を行うこと。

### 3. 勤務について

- (1) 職務に服するための着替え時間及び昼休憩後の移動時間を労働時間内に含めること。
- (2) 年休を最優先とし、年休を抑制する見習い出張はやめること。
- (3) 昇進試験の取扱いは、自己の時間とせず勤務時間とすること。
- (4) 職場での本人意志を無視したプロジェクト「One STEP」への参加強要をやめること。
- (5) 強制される個人業研をやめること。

### 4. 通勤について

- (1) 社員が希望する通勤手段・通勤経路を認めること。
- (2) 現在、会社は、鳥飼基地に通勤する社員に対し、公共交通機関による通勤を原則とし、自転車等による通勤を希望する社員に対して、一定の参加条件を満たした社員に対して抽選を行い、抽選により駐車場の利用許可者を決定する仕組みを導入している。十分な駐車場を確保して抽選無しで利用できるようにすること。
- (3) 出勤時は、自転車・単車・自動車の車両所構内の通り抜けを認めること。
- (4) 退勤時の茨木駅行き通勤バスは、各職場に見合った通勤バスを設定すること。
- (5) 茨木バスターミナルに屋根を設置すること。
- (6) シャトルバスの乗降は、作業性を考慮し従来通り、交検班長室前と臨修庫前で乗降できるようにすること。
- (7) 通勤時のスーツの強要をやめること。
- (8) 災害等で帰宅困難者に対し情報の伝達や会社の対応を明確にすること。また、交通抑制や計画運休が発生した場合は、交通機関が停止するまでに、社員を勤務開放すること。

### 5. 福利・厚生について

- (1) 会社が主催するレクリエーション活動での事故・怪我は労災扱いとすること。

### 6. 庁舎環境について

- (1) 総合庁舎の事務所棟 6階風呂の入浴規制時間を撤廃し、勤務時間外であればフルタイムで入浴できるようにすること。
- (2) 総合庁舎 9階の風呂（車両所用）を再利用すること。
- (3) 6階男性用トイレを増設すること。
- (4) 全社員に緊急時の避難訓練を行うこと。また災害・緊急時の避難箇所を明らかにすること。
- (5) 洗濯機を全自動タイプ（洗濯から乾燥まで）に交換し、設置台数を増やすこと。また、故障した際は、速やかに修理・取替を行うこと。

## II. 大阪修繕車両所に関する改善要求について

### 1. 設備・環境について

- (1) 検修員詰所・更衣室・ワーキングルームの時計をすべて電波時計に変更すること。

- (2) 更衣室・待機室兼食堂は蛍光灯が少なく暗いため蛍光灯を増設すること。会社は、昨年の業務委員会で、「LEDの補助照明を増設しており、現状で対処されたい。」と回答しているが、現在、故障により撤去されたままとなっている。早急に対処すること。
- (3) 待機室兼食堂に流し台を設置すること。また、消臭のための換気扇を設置すること。
- (4) 待機室兼食堂に製氷機とIHクッキングヒーターを設置すること。  
(IHクッキングヒーターは、お茶を作るために使用するもの)
- (5) 検修員詰所にヘルメットと安全靴用のロッカーを設置すること。また、現在設置されているヘルメット置場の消臭のため空気清浄機を設置しているが、不十分である。換気扇を設置すること。
- (6) 臨修庫にシャワー設備を設置すること。
- (7) 臨修庫に空調設備付の打ち合わせ室を設置すること。
- (8) 臨修庫及び研削庫の鳥を駆除すること。また、糞害防止を行うこと。
- (9) 仕業庫東方に作業表示灯を設置すること。
- (10) 仕業庫サービスデスクの転落防止チェーンの取外し、取付けが容易なものに取替えること。
- (11) 仕業庫0番線から3番線までのピット溝の排水を行うこと。
- (12) 仕業庫での作業において庫6番線や庫7番線はピットの床が高く作業性が悪く無理な姿勢で行うことになる。床下作業は庫0番線から5番線までとすること。
- (13) 修繕車両所の作業は、基本的に臨修庫での作業を基本とし、臨修庫の入出庫をスムーズに行い修繕作業の時間を確保すること。
- (14) 西電留線や東電留線での作業は、線路横断や工具及び車両部品の運搬による労働災害の発生が懸念される。西電留線や東電留線での作業をやめること。
- (15) 作業用自動車を5人乗りの荷物が積めるタイプのミニバンにすること。
- (16) 作業で使用するカップや安全チョッキは汚れや傷み具合に関係なく1年に1回更新すること。
- (17) 半年毎に軍手1ダース、軍足6足を貸与すること。

### Ⅲ. 大阪仕業検査車両所に関する改善要求について

#### 1. 安全・労働条件について

- (1) 停電時間に間に合わすため、スリ板取替を後回しにするなど仕業手順を逸脱した作業をやめること。
- (2) 仕業検査の作業後の入力作業、作業前の準備に10分時間を取っているが、停電時間に間に合わすため、入力の後回しのやり方をやめること。
- (3) 停電時間に間に合わすため、休憩時間が2時間以上ずれ込むことが多々ある。疲労回復のための休憩であり、会社の決めた時間に休憩を取らせること。
- (4) 仕業検査中に手歯止めを撤去されたことがあった。重大な不安全行為であり、検査終了後に手歯止め撤去を徹底すること。
- (5) 仕業庫内の作業中、時間等がないため、乗り込んだまま作業することは再度の打ち合わせ無視や安全上の問題がある。このような作業はやめること。
- (6) 移動禁止表示旗を掲出について「安全心得」「新・これだけは忘れない」に載っ

てないやり方でも良いと言っているが、矛盾がある。正しいというなら、このやり方について周知徹底し、関連書物の書き換えを行うこと。

- (7) 新型コロナウイルス感染症対策のために現場詰所や現場食堂の拡大、換気・除菌装置の設置を行うこと。
- (8) 仕業・申告担当者の休憩時間変更や勤務時間の買い上げ等は仕業担当助役が行うこと。

## 1. 他職場との労働条件に関する改善要求について

- (1) SEK との契約内容を明らかにすること。
- (2) SEK との作業区分を明らかにすること。
- (3) SEK 担当の修繕業務は終了まで SEK が責任を持って完了させること。
- (4) SEK 担当は車内検査担当であるため、報告書なども責任施工すること。
- (5) SEK の作業を請け合う場合は当直を通じて作業指示をすること。
- (6) 仕業・申告の作業と修繕車両所の作業区分を明らかにすること。
- (7) 仕業 2 本目や朝作業時に「先に前面洗い」の指示があるが、サービックとの契約はどうなっているのか明らかにすること。

## 2. 仕業庫等の設備改善要求について

- (1) 仕業庫 2 番線海側及び 3 番線山側のサービスデッキ下のパイプやアングルは 13 号車から 16 号車付近までは地上から 180 c m 位の高さになっているが、1 号車から 12 号車付近では 160 c m 位しかなく、側検査を行う際に非常に危険である。労災防止の観点からも早急に改修すること。
- (2) 熱中症予防として仕業・申告現場作業詰所内に冷水器を設置すること。
- (3) 仕業庫の床下点検通路の清掃・整備を毎月行うこと。
- (4) 仕業庫の床下点検通路の蚊等の害虫駆除について「害虫駆除については適切に行っている」との回答を以前に行っているが今年も害虫が発生している。管理者にも申し出ているにも関わらず全く改善されていない。早急かつ定期的に駆除すること。
- (5) 仕業庫の床下点検通路の排水不良について「修繕等は必要な都度実施している」との回答を以前に行っているが、管理者に申し出ているにも関わらず全く修繕がされていない。床面に水が溜まり滑って危険である。早急に修繕すること。
- (6) 点検通路に設置されている汚物処理のための排水設備周辺並びに床下点検通路に溜まっている排水等は汚物等が混入しているが衛生面で検査・管理されているのか明らかにすること。
- (7) 仕業庫内のカラスの駆除について「カラスの駆除は定期的に行っている」との回答を以前に行っているが、管理者にも申し出ているにも関わらず、まだまだ間に合っていない。停電事故等も想定される事態であり早急に駆除すること。特に、仕業庫の点検通路にはカラスの糞が散乱している。衛生面からも早急に対処すること。
- (9) サービスデッキ下部にコンクリートが腐食し、鉄筋が剥き出しになっている箇所が見受けられる。早急に調査・修繕すること。
- (10) 庫 7 番線のピットが低いため、検修車の乗り降りが困難であり、怪我等の労災も

考えられる。ピット床面を掘って低くするか、検修車を改修すること。これができなければ、庫7番線を仕業検査対象番線から除外すること。

- (11) 仕業庫の修繕、改修が進んでいない状況を鑑み、修繕計画と予算を明らかにすること。

### 3. 貸与品、福利厚生等の改善要求について

- (1) 軍手、軍足は社員が必要とする数を貸与すること。
- (2) 軍手、軍足の貸与については、大阪仕業検査車両所ではその都度交換方式となっているが、事業所毎で、年間の貸与数、貸与方法が違うのか明らかにすること。

### 4. その他の改善要求について

- (1) 大阪仕業検査車両所の仕業・申告班で使用している携帯電話はカメラ機能が制限されており、カメラが使用できない状態である。現在は遠い号車（作業現場）と詰所等との連絡・打ち合わせなどで写真が必要な時や写真で状況を説明する時などは一旦、詰所まで帰り、デジカメを持ち出して映し、また詰所に帰ることとなり、大変手間がかかっている。携帯電話のカメラを使用出来るようにすること。
- (2) 大阪仕業検査車両所の仕業・申告班では当直からくる作業指示書等はファックスで送信されていて添付されている写真等が大変わかりにくい。また、現場詰所からパソコンで作成した写真入りの故障報告書等を当直にファックスで送るが、わかりにくく、保存ができない。結局、SDカードに取り込んで、それを持っていくという状況である。パソコンやプリンターで写真等がきれいに送受信できるようにすること。
- (3) 数年前から VCB スイッチの誤扱いが多発している。社員への注意喚起や手順書の変更、指差確認喚呼等だけでは有効な対策になっていない。よって VCB スイッチの色を変更、ブザーや予備等切換スイッチ等で使用しているような「カマシ」を VCB スイッチにも付けるなど車両改良し、ハード面でも対策をとること。

## IV. 大阪交番検査車両所に関する改善要求について

### 1. 年休取得について

社員が申し込んだ追加年休の確定日を一交検前ではなく東京交番検査車両所と同様に追加年休申し込み日当日とすること。

### 2. 業務内容について

- (1) 新型コロナウイルス感染防止の観点から現場詰所やトイレの換気の妨げになる研削作業以外の列車を研削線に留置しないこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染防止のために台車相互チェック時の喚呼を省略すること。
- (3) 始業点呼から作業開始までの準備時間が圧倒的に不足している、作業ダイヤを見直すこと。
- (4) 社員は自分の昼の休憩時間を使って午後の作業場所へ移動している、これでは60分の休憩時間を社員に与えているとは言えない、移動時間を労働時間とすること。

### 3. 設備・その他について

- (1) 庁舎2階の人通りの少ないところにあるJR東海労とJR東海ユニオンの組合掲示板を3階の食堂前通路に移設すること。

## V. 大阪台車検査車両所に関する改善要求について

### 1. 基本要件について

- (1) 総点呼、始業点呼を6F事務所棟で行うこと。
- (2) 始業点呼時間は総点呼も含め5分以内とすること。
- (3) 輪軸・台車グループ間の交流を活発化させ技術力向上を行うこと。
- (4) 現在様々な教育を勤務時間内で行っているが、行程白紙日でやること。
- (5) 各職場に事務担当社員を配置し、事務処理用パソコンを設置すること。また手待時間でも手続きが行えるようにすること。

### 2. 防暑・防寒対策について基本要件について

- (1) 現場に詰め所を設け冷暖房の充実化すること。
- (2) 台車庫内の日よけ対策をすること。

### 3. 設備・環境について

- (1) J職群の検査業務就労者の選定理由を明らかにすること。
- (2) 希望する社員全員に特殊技能資格（フォーク、電気・ガス溶接、クレーン、砥石取り扱い、有機溶剤等々）の教育資格を与えること。
- (3) 点呼時の制服を夏服、冬服と強制せず作業に即したものにすること。
- (4) 大修職場の軸パレット移動用ローラーを自動搬送とすること。
- (5) 転勤者の挨拶及び各種表彰は終了点呼前に行うこと。

以上